

新潟県公民館月報

昭和32年7月20日(毎月1回20日発行)

発行所 新潟県公民館連絡協議会
(新潟市寄居町・越後自治会館内)

発行人 丸山直一郎

(定価 一部五円)

七月号 (54号)



北村知事も来会した

第一回幹事会

主として性格論議に終る

七月一日、午前中は、今日手へんどうで来られたぞ
時早より、長岡市長うたが、それでは、いつも集るわけ
岡公民館で開催され、米年度から考
た第一回幹事会は、
藤田厚社教育課長
渡辺中越出張所長
も出席し、会長以下
全役員が参加して真
しな討論を展開し
た。

北村知事は、この
会議の途中であった
が、わざわざ席の
「知事とは因果なも
ので、一日にあいさ
つをいへるが判
らぬ。今日は新報の
方へ行つて来たが、
その時公民館の話が
出た。社会性とい
ふことになる、編入
子供などについて
は、皆公民館にお願
いしなければならな
い。

それで、補助金の
ことだが、私が忘れ
ていたから、と
うせそんな類なら
う。しかし、皆んな
に

内容別などについて、運営方法を
討議すべきだ。等々の意見が出され
たが、更に共通の理解に立つため
近く第二回幹事会を開催するとい
ふことになり、五月にせつまくまて本
当の問題を見出し、少しでもわれ
わいの問題を解決して行くのでは
ないか」との会長のあいさつで、
午後三時半閉会した。

県公民館大会の持ち方

公民館法案要綱を審議

次回は九月の予定

第二回幹事会は、七月十二日、研究会という声もあったが、分科
午前七時より、第一回と同じ長岡
公民館で開催されたが、丸山会長
が議長になり、再び幹事会の性格
から議論をすすめた。理事側から
「現状の声を県公連に反映させる
という事は、たとえば、公民館大
のあいさつがあった。

研究会という声もあったが、分科
会など部屋不足の点もあっても出
来るだけこの公民館を使いたい。
開催地元としては、時期もあ
まじくたわらないし、一応参考に
なことをお聞かせ願いたい」と
これより、石井副会長が議長に
なり、県公連大会全般についての
話し合いに入ったが、職員、選挙委
その他行政関係者など大会に参加
する人(対象)をどうするかにも
問題が出てくる。いままでの大会
は連絡不十分な点があった。そこ
から何もかを持ちかえられるも
の声、運営の出される場が幹事会
——となるが、そこに若干の調整
を要するものもあるから、理事側
で審議し、評議員会で決定すると
いうことになると、説明があり、
次いで、石井副会長より、七月六
日、東京都で開催された全国評議
員会(別掲)の報告があった。
県公連大会については、堀井副
会長より「前回の中越ブロック会
議で、見附市は設備が不十分
などの事から、長岡市という事
になった。そこで市とも相談した
が、快諾する事になった事をこの
席で申し上げる。場所としては、

【写真は第一回幹事会あいさつする北村知事】

公民館法案要綱(試案)発表さる

文部省とは別個のもの

7月6日の全公運評議員会において、本年度の運動方針が協議され、専ら公民館単行法の制定にまい進することを申合せた。その第一歩として、会長試案が提示され、関係者の意見をまとめ、特別委員会に委託。来るべき国会に間に合うよう努力することとなった。ここに会長試案を掲載し、関係各位のキタンなき批判と意見をとお待ちすることとした。なお県公運にては6月12日長岡公民館にて幹事会を開き意見の交換を行ったが、理事会では7月29日県立図書館において、一応の態度を決定することとなっている。なお本案は試案でもあり、今後相当の曲折が予想される。各位の率直な意見を寄せられたい。(県公運事務局)

◎ 公民館法概要

- 一、市町村一定地区における総合的な社会教育機関としての公民館の性格を明らかにする。
- 二、公民館設置の現状から考え、これを市町村の義務設置とする。
- 三、国及び地方公共団体の公民館に対する行政責任を明らかにする
- 四、公民館の設備規模、施設、設備、職員について最低基準を設けるとともに、その基準に達するまで、これに対し国が助成することと明かにする。
- 五、最低基準に達した公民館に対しては、その職員の最低の標準的規模を維持することに要する経費について、国及び地方公共団体はこれを助成する。
- 六、公民館職員を必置のものとし、その職務内容、資格を定め、職員制度を明確にする。

【註】公民館単行法として実現を目指すのが、不可能な場合は社会教育法改正により、右の内容を最大限に実現するよう努力する。

◎ 公民館法要項

一、総 則

- (一) 法律の目的

この法律は、社会教育法の精神に基き、公民館の設置及び管理、運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、国民生活の向上に寄与することを目的とする。
- (二) 定義
 - 1 この法律にいう「公民館」とは、地域住民の実生活及び地域社会の文化の向上を図るの目的をもって社会教育の利便に供するための施設、備品を整備し、教育、学術、文化に關する事業を実施する社会教育機関である。
 - 2 前項の公民館のうち、市町村の設置する公民館を公立公民館といひ、民法第三十四条の規定による法人の設置する公民館を私立公民館といふ。

- (三) 設置義務
 - 1 公民館を市町村の義務設置とする。
 - 2 分館を設置することができる。
 - 3 前項の場合を除く外、公民館設置の目的をもって、民法第三十四条の規定による法人が設置するものとする。

(四) 事業

- 公民館は第一条の目的を達成するため、おおむね左の事業を行う。但しこの法律及び他の法令で禁止されたものはこの限りでない。
- 1 施設、備品を利用して討論会、講習会、歌合会、鑑賞会、発表会、体育レクリエーション等の集会を開催するとともに、展示、放送、実習、研究、相談等の教育事業を実施すること。
 - 2 青年学級、その他の学級講座を開講すること。
 - 3 施設、備品を集会その他の教育的及び公共の利用に供すること。
 - 4 視聴覚教育用具、図書、記録、模型、資料その他の教育的設備を整えて、その利用をはかること。
 - 5 分館の設置又は館外奉仕等により、事業の普及浸透をはかること。
 - 6 公民館相互および図書館、博物館との連携をはかること。
 - 7 各種の団体機関等の連絡をはかること。

(五) 奨励方針

- 1 行為の禁止
- (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を奨励すること。
- (2) 特定の政党の利害に關する事業を行い、又は公私の選挙に關し、特定の候補者を支持すること。
- (3) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派もしくは教団を支援してはならない。

二、設備、管理

- (一) 設備
 - 1 公民館設備管理に關する事項は市町村の条例で定める。
 - 2 右の場合、市町村は都道府県の教育委員会に報告しなければならない。
 - 3 前項の報告に必要事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。
- (二) 職員
 - 1 公民館に館長、主事、主事補、書記を置く。
 - 2 館長は公民館の行う各種の事業の企画実施、その他必要な事務を行い、而して職員を監督する。
 - 3 主事は公民館の行う専門的事務に従事するとともに、住民の求めに応じて、公民館運営に關係のある専門的技術的な助言指導を与える。

(三) 職員の資格

- 1 大学を卒業し、所定の単位を修得した者に館長、主事の資格を与える。
- 2 高校を卒業し、所定の単位を修得した者に、主事補の資格を与える。
- 3 主事補は、所定の単位を修得することによって館長、主事の資格を得ることができる。
- 4 経過措置として五十年間、現にその職に相當する職にある者は、その職に充てることができる。
- 5 前項の場合、現にその職にある者は、研修の機会を与えることとす。館長、主事の資格を得ることができるように措置する。
- 6 公民館職員の資格を得るに必要な単位は、別に定める。
- (職員の内定)
- 1 公立公民館の職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。
- (職員の研修)
- 1 公民館の職員は研修の機会が与えられなければならない。

(四) 運営審議会

- 1 公民館運営審議会は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議するものとする。
- 2 公立公民館の運営審議会委員はつぎの各号に掲げる者のうちから、市町村の教育委員会が委嘱する。
 - (1) 当該市町村の区域内に設置された各学校の長。
 - (2) 当該市町村の区域内に事務所を有する教育、学術、文化、産業、労働、社会事業等に關する団体、又は機關で、第一条の目的達成に協力するものを代表するもの。
 - (3) 学識経験者。
- 3 公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 法人の設置する公民館にあっては公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

その役員をもつておこなふものとする。

5 公民館運営審議会委員には、報酬、給料を支給しない。ただし、それに要する費用は、弁償しなむべきものとする。

(6) (特別基本財産及び特別会計) 略

三、国及び都道府県の補助

(一) 文部大臣は大蔵大臣と協議して、公立公民館の設備規模、施設、設備、職員に関する最低の標準的規模を定めること。

(二) 国は、公立公民館の施設及び設備が標準的規模を維持するに要する経費のうち、その三分の一を負担すること。

(三) 国は、標準的規模を維持するに経費のうち、その三分の一を補助する。

(四) 都道府県は前項の経費につき、その三分の一を補助する。

(五) 設置規模、施設、設備、職員の最低の標準的規模については、政令で定める。

(六) 国庫補助金の返還については規定すること。

- 四、指 導 略
- 五、禁止事項及び罰則 略
- 六、類似施設 略

◎ 国庫補助対象となる 公民館の最低基準

① 設置基準 (1) 設置区域を、広谷四キロを中心として一館とする(従来約二分)

(2) ただし、設置区域内の人口に基き、施設及び設備の基準を四段階に分ける。

② 施設基準

- I 設置区域内の人口 二、〇〇〇人ー三、〇〇〇人 一三〇坪以上
- II 〃 〃 三、〇〇一人ー六、〇〇〇人 三〇〇〃
- III 〃 〃 六、〇〇一人ー一〇、〇〇〇人 四〇〇〃
- IV 〃 〃 一〇、〇〇〇人以上 五〇〇〃

但し、設置区域内人口二、〇〇〇人以下の場合には、分館とし

この基準を摘要しない。

I の場合の標準的施設は次表の通りとしII以下これに準ずる。

用途別室名	最低坪数	備 考
管理 館長室	五	応接室、相談室を兼ねる
事務室	八	講座室を兼ねる
会議室	一三	
大集会室	五〇	講座室
小集会室	二〇	・開仕切をつける
図書室	一〇	・工作室を兼ねる
展示室	五	
講堂(日本間)	一〇	開仕切をつける
小食堂・便所 倉庫・廊下等	九	
計	一三〇	

③ 職員設置基準 I 設置区域内人口二、〇〇〇人ー三、〇〇〇人 専任職員二人

- II 〃 〃 三、〇〇一人ー六、〇〇〇人 三人
- III 〃 〃 六、〇〇一人ー一〇、〇〇〇人 四人
- IV 〃 〃 一〇、〇〇〇以上 五人

④ 設備基準 一館当り最低の設備標準 (I の場合は次の通りとし以下これに準ずる。

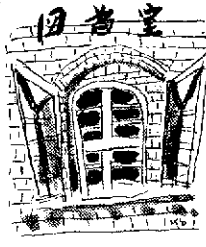
1 館 共一三四、〇〇〇円机、椅子、黒板等	2 図 書 六二、〇〇〇円図書全般
3 AV 教具 五六、〇〇〇円オルガン、ラジオ、幻灯機、レコーダ、映写機等	4 産業教育用具 五七、〇〇〇円ミシン、アイロン等
5 生活教育用具 一一、五〇〇円量器、衡器、工作、用具等	6 保健体育用具 二九、五〇〇円球技用具、保健用具等
計	三五〇、〇〇〇円

菓子 由来と味の方

守安 正著

菓子屋の店頭には、数十種の菓子が色とりどりに並んでいる。しかし大部分の人は、そのお菓子の名前ばかりとよみ、何の種類の菓に属しているか、どんな特色を持っているかとなると、ほとんど知っているない。

著者はまえがきで、「こんなことを書いている。「たは喉べる」だけでは、大や猫や豚の知性と何の変わりもなく、人間らしい趣味ではない。少くとも、この羊



ある。変った本である。

B8 一六三P 二七〇円
昭和三二・六 タウワッド社

昭和時代 岩波新書
中島健蔵著

これは昭和時代史という、歴史ではない。昭和時代の雰囲気を示めそうという試みである。然も、その雰囲気は、風俗や世相にまつわるそれではなくして、いわば精神史的雰囲気をとつたらしいのかも知れない。

関東大震災を以て始まる昭和期から20年の敗戦に至る間の昭和時代というものは、実際、愚想強狂の重圧下に喘いでいたといえる。即ち学生運動、二・二六事件、岡谷明教問題、教学刷新、新制、そういつた一連の空気が生々しく甦ってくる。

さて、少し難をいうと、事件を外的材料を利用して書いたところと著者自身の日記だけで書いたところが入り交っていて面白いが、日記のところになると著者だけになつていて、第三者に看做すことがない。筆々と日記の道を通りついでに歩いて行く可きことを説いている。

特にこれから社会に巣立つ人、第一歩を踏み出しつつある人、いろいろな指針を与えよう。一読をおすすめし度い。

B8 二二一P 二二〇円
昭和三二・六 有紀書房

菓子屋の店頭には、数十種の菓子が色とりどりに並んでいる。しかし大部分の人は、そのお菓子の名前ばかりとよみ、何の種類の菓に属しているか、どんな特色を持っているかとなると、ほとんど知っているない。

著者はまえがきで、「こんなことを書いている。「たは喉べる」だけでは、大や猫や豚の知性と何の変わりもなく、人間らしい趣味ではない。少くとも、この羊

菓子屋の店頭には、数十種の菓子が色とりどりに並んでいる。しかし大部分の人は、そのお菓子の名前ばかりとよみ、何の種類の菓に属しているか、どんな特色を持っているかとなると、ほとんど知っているない。

著者はまえがきで、「こんなことを書いている。「たは喉べる」だけでは、大や猫や豚の知性と何の変わりもなく、人間らしい趣味ではない。少くとも、この羊

菓子屋の店頭には、数十種の菓子が色とりどりに並んでいる。しかし大部分の人は、そのお菓子の名前ばかりとよみ、何の種類の菓に属しているか、どんな特色を持っているかとなると、ほとんど知っているない。

著者はまえがきで、「こんなことを書いている。「たは喉べる」だけでは、大や猫や豚の知性と何の変わりもなく、人間らしい趣味ではない。少くとも、この羊

自民党

自民党は三日の同党政調議院会新し文教育の大綱を決定した。これによれば、民族精神の涵養、国民道徳の高揚から学校制による教育の政治的中立の確保、さらに教育体制を刷新する。義務教育費の国家保障制度を確立する。英才教育制度を創設する。などの点があげられている。新しい文教政策の全文次の通り。

文教新政策大綱全文

最近の日本教育新聞が報道している、自民党と社会党のそれぞれの文教政策をここに再録し、大方の御参考を供する。

社会党は六月十三、十四日の両日、教育制度調査特別委員会が協議されたものであり、自民党のものは六月三日同政調議院会

社会党

社会党は、新しい社会文化の創造と教育制度の再検討を中心とした新政策を打ち出している。この新政策では、くに新しい社会文化の創造を重点として健康、勤労、創造、団らん、自立を目標とした五向運動を掲げ、「民族新生運動」を展開すること。

また教育制度を再検討し、科学技術教育の振興のため五年制の専門学校を設け職業教育を充実させる、などが盛

わが党は「文教政策」の方針の2、学制の改革、わが国産業の発展に教育再建の決意を固め、真に国情に即して自主的な教育体制を確立するとともに、一般国民、特に青少年に希望と誇りをもたしめるよう教育振興の施策を推進する。

国民道徳の高揚

青年学級の改善充実

一、教育体制の刷新
民族精神の涵養と国民道徳の高揚、国民特に青少年が誇りと責任をもつて日本民族の独立と平和と繁栄を確保し、進んで世界の平和と人類の福祉に貢献するよう教育目的を確立するとともに、教育内容を刷新する。

二、義務教育水準の向上と義務教育費の国家保障制度の確立
教育費の確保、学級規模の適正化、教材費の充実及び文教施設の整備をはかるとともに、全国的に義務教育の一定水準を保障し、父兄の過重負担を解消するため、義務教育費国家保障制度を確立する。

三、科学技術教育の振興
科学技術振興のため小、中、高校、大学を通じ、教育内容を改善し、教員組織及び施設設備を充実し、研究費の増額をはかる。特に私立に対する科学技術教育の助成を大膽に拡充する。なお、これに付帯して、文科系および理系系学生定員に合理性をもたせる。

四、青少年の育成
優秀な青少年の進学の保障確保

わが党は六月十三、十四日の両日、教育制度調査特別委員会(委員長岡三郎氏)を開き、最終的に検討したこの新政策は、さる三月同特別委員会が開かれたときから約五ヶ月間の調査によるもので、教育制度の刷新と教育全般にわたって山本敏夫氏に専門学者の意見を聞いた結果、それを基礎として、さる三月同特別委員

民族新生に「五向運動」

職業教育に専門学校

別委員の間で検討してきたもの。同党では七月十日、院内で同特別委員会を開き、最終的に検討したこの新政策は、さる三月同特別委員会が開かれたときから約五ヶ月間の調査によるもので、教育制度の刷新と教育全般にわたって山本敏夫氏に専門学者の意見を聞いた結果、それを基礎として、さる三月同特別委員

持ち、しかも「自主」的な人間を育成する五向運動とする。

この活動内容は、

- ① 民族文化の尊重をはかり低俗文化(アメリカ的なエロ・グロ文化)を排除する。
- ② 社会環境を浄化する。
- ③ 公德心を高揚する。
- ④ 生活環境を刷新する。
- ⑤ スポーツの振興をはかる。

これらのために公民館、博物館などは、公民館は、青少年が気軽に利用できることとし、また「創造」たくましく人間、そして「団らん」の共同生活、社会性を

映画紹介

① 先著者ウィルソン ③ 善小学 ④ 中学、高校、一般学者、教育者 ⑤ 世界的政治家としてのウッドロウ

① ウィルソンの生涯を歴史的に記録した映画。特に国際連盟の設立に努力をした点が強調されている。(新潟・中越)

② 若い仲間 ④ 善、青少年高校 ⑤ 一級筆書き交換計画の下に一九五六年の夏に渡来した日本のポリー・スカウトたちと、軽井沢で行われた日本ジャンボリーに参加するために来日したアメリカのポリー・スカウトたちの姿をうかがっている。特に日本ジャンボリーでの国際親善風景は意味深長なものである。これを退治する方法を説明しふかいものがある。(上越・佐渡)

③ 建設の資源 ④ 善、中 ⑤ 成人教育 ⑥ 善、19分 成人 ⑦ 善、全般

① アフ・タイムズ ② 善、小学、中学、高校、一般 ③ 善、小学、中学、高校、一般 ④ 善、小学、中学、高校、一般 ⑤ 善、小学、中学、高校、一般 ⑥ 善、小学、中学、高校、一般 ⑦ 善、小学、中学、高校、一般



① 善、小学、中学、高校、一般 ② 善、小学、中学、高校、一般 ③ 善、小学、中学、高校、一般 ④ 善、小学、中学、高校、一般 ⑤ 善、小学、中学、高校、一般 ⑥ 善、小学、中学、高校、一般 ⑦ 善、小学、中学、高校、一般

社会教育の健全な発展のために

文部省社会教育局長

福田繁

社 会教育の分野は極めて広く、かつその実態も千差万別で様々なり方がある。それは、学校教育のごとく学校という一定の施設を中心として、一定の枠の中で学生生徒に対して行われるものではなく、家庭、職場、その他社会のあらゆる場所と機会を捉えて国民のすべてに対して行われたいものであるから、学校教育のように確たる基準もつき難いものであるといわれる。

社会教育は漢として捉え難いといふくいわれる理由もここにあるのであって、近代的な成人教育の発生の地イギリスにおいてさえ、成人教育の捉え難いことは極地の地図を指さすことであるといわれている。

かつての社会教育が全く同様な状態ではなかったかと思われ。しかるに戦後、教育の民主化が行われ、文化国家建設の基盤として再認識され、社会教育もまた、教育基本法をはじめとして一連の社会教育法体制が整備され、社会教育の目標、方法、行政当局の任務等が明確されるに至ったので、かつての通牒行政による、そ

の時代のいわゆる便宜主義が入り込むことが無くなったのは、社会教育の一貫性のために良い結果を生んでいる。

それととも、行政当局の事は、どのような方法で社会教育が行われようとも、国民全体に対して直接に責任を負っていることの自覚のことも必要である。この事は、当り前のことではあるが、甚だ重要な行政の基本原則である。最近教育委員会法の改正を契機として、社会教育についても、行政指導の強化とか、あるいは自主性の保持とかいふようなことに關連して多少疑問を持つ者がいないだろうか。

社 会教育行政においても他の教育行政におけると同様、指導の強化は行政当局の上から強いる問題であり、直接社会教育団体に対するものではない。また社会教育団体に対して行政当局が不当な支配を及ぼしたり、事業に干渉することは社会教育法の趣意るところである。また団体以外の者についても、その自主性が尊重されなければならないことは言うまでもない。しかし、これらのも

の行政当局に指導助言を求めることは、その自主性を阻害するものではなく、行政当局もまた適切な指導助言を行う責任があるのももつた。

た だ社会教育の性格上、実際にそのんで、いかにすることが正しく教育の目標を達成し、社会教育の健全な発展のために、

の行政当局に指導助言を求めることは、その自主性を阻害するものではなく、行政当局もまた適切な指導助言を行う責任があるのももつた。

次 に社会教育を行う者の自主性が尊重されなければならないと同様に、社会教育における中立性が守られなければならないことはもちろんである。公民館や青年会が守られなければならないことはもちろんである。公民館や青年会が守られなければならないことはもちろんである。公民館や青年会が守られなければならないことはもちろんである。

最近教育委員会法の改正を契機として、社会教育についても、行政指導の強化とか、あるいは自主性の保持とかいふようなことに關連して多少疑問を持つ者がいないだろうか。

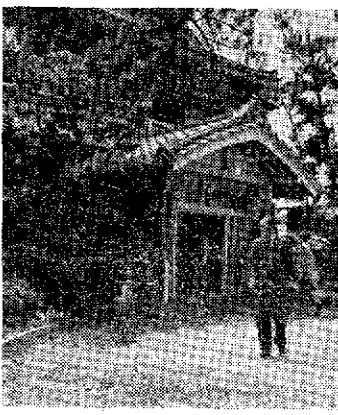
かつての社会教育が全く同様な状態ではなかったかと思われ。しかるに戦後、教育の民主化が行われ、文化国家建設の基盤として再認識され、社会教育もまた、教育基本法をはじめとして一連の社会教育法体制が整備され、社会教育の目標、方法、行政当局の任務等が明確されるに至ったので、かつての通牒行政による、そ

の時代のいわゆる便宜主義が入り込むことが無くなったのは、社会教育の一貫性のために良い結果を生んでいる。

それととも、行政当局の事は、どのような方法で社会教育が行われようとも、国民全体に対して直接に責任を負っていることの自覚のことも必要である。この事は、当り前のことではあるが、甚だ重要な行政の基本原則である。最近教育委員会法の改正を契機として、社会教育についても、行政指導の強化とか、あるいは自主性の保持とかいふようなことに關連して多少疑問を持つ者がいないだろうか。

かつての社会教育が全く同様な状態ではなかったかと思われ。しかるに戦後、教育の民主化が行われ、文化国家建設の基盤として再認識され、社会教育もまた、教育基本法をはじめとして一連の社会教育法体制が整備され、社会教育の目標、方法、行政当局の任務等が明確されるに至ったので、かつての通牒行政による、そ

の時代のいわゆる便宜主義が入り込むことが無くなったのは、社会教育の一貫性のために良い結果を生んでいる。



6月12.3日の関東甲信越静一社会教育課長会議に出席し、真野町公民館を訪れた福田局長

の行政当局に指導助言を求めることは、その自主性を阻害するものではなく、行政当局もまた適切な指導助言を行う責任があるのももつた。

次 に社会教育を行う者の自主性が尊重されなければならないと同様に、社会教育における中立性が守られなければならないことはもちろんである。公民館や青年会が守られなければならないことはもちろんである。公民館や青年会が守られなければならないことはもちろんである。

最近教育委員会法の改正を契機として、社会教育についても、行政指導の強化とか、あるいは自主性の保持とかいふようなことに關連して多少疑問を持つ者がいないだろうか。

かつての社会教育が全く同様な状態ではなかったかと思われ。しかるに戦後、教育の民主化が行われ、文化国家建設の基盤として再認識され、社会教育もまた、教育基本法をはじめとして一連の社会教育法体制が整備され、社会教育の目標、方法、行政当局の任務等が明確されるに至ったので、かつての通牒行政による、そ

の時代のいわゆる便宜主義が入り込むことが無くなったのは、社会教育の一貫性のために良い結果を生んでいる。

それととも、行政当局の事は、どのような方法で社会教育が行われようとも、国民全体に対して直接に責任を負っていることの自覚のことも必要である。この事は、当り前のことではあるが、甚だ重要な行政の基本原則である。最近教育委員会法の改正を契機として、社会教育についても、行政指導の強化とか、あるいは自主性の保持とかいふようなことに關連して多少疑問を持つ者がいないだろうか。

かつての社会教育が全く同様な状態ではなかったかと思われ。しかるに戦後、教育の民主化が行われ、文化国家建設の基盤として再認識され、社会教育もまた、教育基本法をはじめとして一連の社会教育法体制が整備され、社会教育の目標、方法、行政当局の任務等が明確されるに至ったので、かつての通牒行政による、そ

の時代のいわゆる便宜主義が入り込むことが無くなったのは、社会教育の一貫性のために良い結果を生んでいる。

の行政当局に指導助言を求めることは、その自主性を阻害するものではなく、行政当局もまた適切な指導助言を行う責任があるのももつた。

次 に社会教育を行う者の自主性が尊重されなければならないと同様に、社会教育における中立性が守られなければならないことはもちろんである。公民館や青年会が守られなければならないことはもちろんである。公民館や青年会が守られなければならないことはもちろんである。

最近教育委員会法の改正を契機として、社会教育についても、行政指導の強化とか、あるいは自主性の保持とかいふようなことに關連して多少疑問を持つ者がいないだろうか。

かつての社会教育が全く同様な状態ではなかったかと思われ。しかるに戦後、教育の民主化が行われ、文化国家建設の基盤として再認識され、社会教育もまた、教育基本法をはじめとして一連の社会教育法体制が整備され、社会教育の目標、方法、行政当局の任務等が明確されるに至ったので、かつての通牒行政による、そ

の時代のいわゆる便宜主義が入り込むことが無くなったのは、社会教育の一貫性のために良い結果を生んでいる。

それととも、行政当局の事は、どのような方法で社会教育が行われようとも、国民全体に対して直接に責任を負っていることの自覚のことも必要である。この事は、当り前のことではあるが、甚だ重要な行政の基本原則である。最近教育委員会法の改正を契機として、社会教育についても、行政指導の強化とか、あるいは自主性の保持とかいふようなことに關連して多少疑問を持つ者がいないだろうか。

かつての社会教育が全く同様な状態ではなかったかと思われ。しかるに戦後、教育の民主化が行われ、文化国家建設の基盤として再認識され、社会教育もまた、教育基本法をはじめとして一連の社会教育法体制が整備され、社会教育の目標、方法、行政当局の任務等が明確されるに至ったので、かつての通牒行政による、そ

の時代のいわゆる便宜主義が入り込むことが無くなったのは、社会教育の一貫性のために良い結果を生んでいる。

の行政当局に指導助言を求めることは、その自主性を阻害するものではなく、行政当局もまた適切な指導助言を行う責任があるのももつた。

次 に社会教育を行う者の自主性が尊重されなければならないと同様に、社会教育における中立性が守られなければならないことはもちろんである。公民館や青年会が守られなければならないことはもちろんである。公民館や青年会が守られなければならないことはもちろんである。

最近教育委員会法の改正を契機として、社会教育についても、行政指導の強化とか、あるいは自主性の保持とかいふようなことに關連して多少疑問を持つ者がいないだろうか。

かつての社会教育が全く同様な状態ではなかったかと思われ。しかるに戦後、教育の民主化が行われ、文化国家建設の基盤として再認識され、社会教育もまた、教育基本法をはじめとして一連の社会教育法体制が整備され、社会教育の目標、方法、行政当局の任務等が明確されるに至ったので、かつての通牒行政による、そ

の時代のいわゆる便宜主義が入り込むことが無くなったのは、社会教育の一貫性のために良い結果を生んでいる。

それととも、行政当局の事は、どのような方法で社会教育が行われようとも、国民全体に対して直接に責任を負っていることの自覚のことも必要である。この事は、当り前のことではあるが、甚だ重要な行政の基本原則である。最近教育委員会法の改正を契機として、社会教育についても、行政指導の強化とか、あるいは自主性の保持とかいふようなことに關連して多少疑問を持つ者がいないだろうか。

かつての社会教育が全く同様な状態ではなかったかと思われ。しかるに戦後、教育の民主化が行われ、文化国家建設の基盤として再認識され、社会教育もまた、教育基本法をはじめとして一連の社会教育法体制が整備され、社会教育の目標、方法、行政当局の任務等が明確されるに至ったので、かつての通牒行政による、そ

の時代のいわゆる便宜主義が入り込むことが無くなったのは、社会教育の一貫性のために良い結果を生んでいる。

実践教育論文募集

視覚教育賞

1. わたしはどのようにして地域視覚ライブラリーの視覚教育の効果を推進しているか。等

2. わたしはどのようにして社会教育団体の視覚教育に対する理解と協力を盛らげたか。

3. わたしはどのようにして有効適切な視覚教育計画を確立したか。

4. わたしはどのようにして大衆映画会教育的経営に努力しているか。

5. わたしはどのようにして小集団学習における映画時間、その他できるだけ詳細の内容をまとめたか。

6. わたしは視覚教材の利用によって学習内容をどのようにして実用させたか。

7. わたしはどのようにして視覚教材とその利用の仕方についての適切な評価をしているか。

8. わたしはどのようにして公民館における視覚ライブラリーの設置を実現し、またどのようにしてその有効な利用を推進しているか。

9. わたしはどのようにして地域視覚ライブラリーの設置と充実を実現したか。

10. わたしはどのようにして...

募集期間 本年九月三十日
 申込先 新潟県社会教育協会
 〒950-0001 新潟市中央区南一環二丁目二番地
 電話 272-1186

までも国民のための社会教育の改善策にあつて、その内容や方法の社会教育主事、ならびに、これに準ずる専門職員の仕事は極めて重く、これらの専門職員の資質の向上がとくに重視される所以もここにあるのである。

次に社会教育を行う者の自主性が尊重されなければならないと同様に、社会教育における中立性が守られなければならないことはもちろんである。公民館や青年会が守られなければならないことはもちろんである。公民館や青年会が守られなければならないことはもちろんである。

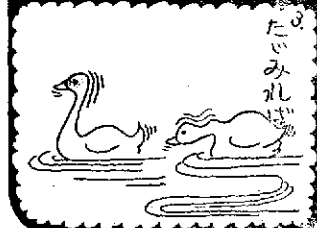
わが社会教育法は、社会教育関係団体の自主性を強調するあまり、地方公共団体から補助金を出してはならないような原則を掲げた。

この事は本来の理想であるとしても、現実にはかえって事情に適合しない結果を招いている事実は否定できない。この点をめぐる問題は今後、社会教育振興上の重要な課題として残るであろう。

最近における地方財政の逼迫から、教育費とくに社会教育費の確保は現在重要なことかたの一端である。同時にまた政府補助金を積極的に増額し、地方における社会教育事業を一層促進することとも重要なことである。この意味において、今後の社会教育行政は助成事業をさらに活発に推進することに指向されなければならないことは当然である。

(日本教育新聞大)

公民館



省隊官の意見を多くとり入れた
二、これを基本として広く公民館
関係者の意見により再検討する
三、各府県公連は七月末日までに
意見を報告すること。
四、八月中に検討し、なるべく早
く文部省に提出し、次期運動開
会に提案されるよう努力する
議案(分)分金の件
一、東京、北海道負担過重につき
軽減の用出あり
二、充分審議して増額を決定した
ものにつき今年度は軽減しない
明年度に考慮する
三、仲間は会員であるが、会議の
定数及び分担金について各員
別とする
議案(四)券金使途の件
一、法案通過が今年中にできない
ことを考慮し、必要最少限に節
減して使用することし、会長
に一任する
二、前回評議員会に配付した予算
に必ずしもよらない
三、議案内其他付合せ事項
一、ブロック公連大会に公連車
から各五千円補助する。公連は
それ共催するが、後援するが
は実情に即することし会長に一
任
二、八幡市における全国都市公民
館研究大会に公連も共催と
し、共催費一万円を出す
三、各種事業会社が文化灯灯スラ
イド車として工場製品の製造工
程等を作製し、公民館に提供の申
出あり。これを許可するに次の
条件を付す。

一、会長が内容を検討、許可する
に必要らしいものであること
を認認する
二、公連は公連一三万円以上を
五、映画館から四キロメートル以
内における劇場画面上限禁止に全
公連に対策を講ぜよとの意見あ
るに、公民館は参加してよいが
必要困難に注意を要す。

日時 七月六日、明会午前十時
閉会午後五時十分
場所 衆議院第三議員会館
出席 会長、副会長三名
増玉、大分、熊本、宮城、石川
秋田、栃木、香川、静岡、群馬、
千葉、新潟、山形、岐阜、山口
長野、福岡、鳥取、東京、富山、
北海道、山梨、鹿児島、岡山、
茨城
委任状 六
報告事項
一、公民館法案は文部省長官の意
向も汲み、一応の成案を得た
二、次期公民館大会場は鳥取県米
子市に決定、同じ開催地申出の
福岡県八幡市は全国都市公民館
研究大会の会場を希望申出
三、ブロック公連大会計画報告の
あったもの
北海道東北ブロック 九月十八
十九、二十日、秋田県雄勝町で、
近畿ブロック九月十七日、十八
日奈良県大和町で、
四、金通事務局を月刊公民館発
行所と兼ねるものとし、発行担
割の案を物色中
議案(一)月刊公民館復刊の件
会長の方針
一、発行部数は三千以上
二、たが第一法編出版会社に担
当交渉中
三、一部四内
四、広告費専門業者に任せる
五、担当社に対し金公連は損失
の責任を負わない、利益のある
ときは適宜にわける。
六、編集委員会を活用し立派な内
容とすることにつとめる。
評議員の主な意見
三、部以て確実に発行し得る見
えを得てから発行せよ、その
ために府県公連の目標数を定め、
責任をもつて復刊一号を立派な見
本とし無償配布せよ、機関紙なら
本とし無償配布せよ、機関紙なら
金公民館の義務購読とし府県公連
がその責任をもつこと、記事は論
説的なものより情報的なものを多
くし、直接末端公民館のためにな
るものとしよ。
会長の意見(多くの意見をきいた
後)
最初の二、三回は公民館だけ
印刷し、府県公連がその責任をも
つ、これを立派な見本として爾後
更に多くの購読申込をとりたい。
(新潟はそれに賛成し二、三回分
の公民館だけ責任をもつから
発行者は極力立派な編集に努力さ
す)
四、そのほかの事項は評議員の発
言の趣旨にのり会長が善処する
議案(二)理事、常任理事、監事選任
の件、理事従来の選出区分によ
りブロックに選出推薦
東北(北海道、山形、北海道、
岩手)
関東甲信越(東京、山梨、長
野、群馬)
東海北陸(石川、三重、富山)
中国(鳥取、岡山)
四国(愛媛、香川)
九州(福岡、佐賀、宮崎)
(近畿は後付推薦する)
常任理事(理事互選)
山形、鳥取、愛媛、関東、近畿
は後付)
監事、常任理事のないブロックか
ら
愛知、熊本
議案(三)昭和三十一年度の運動方
針
単行法運動に集中する
法案要綱
一、これは会長私案であるが文部

全公連評議員会 会議概要

くし、直接末端公民館のためにな
るものとしよ。
会長の意見(多くの意見をきいた
後)
最初の二、三回は公民館だけ
印刷し、府県公連がその責任をも
つ、これを立派な見本として爾後
更に多くの購読申込をとりたい。
(新潟はそれに賛成し二、三回分
の公民館だけ責任をもつから
発行者は極力立派な編集に努力さ
す)
四、そのほかの事項は評議員の発
言の趣旨にのり会長が善処する
議案(二)理事、常任理事、監事選任
の件、理事従来の選出区分によ
りブロックに選出推薦
東北(北海道、山形、北海道、
岩手)
関東甲信越(東京、山梨、長
野、群馬)
東海北陸(石川、三重、富山)
中国(鳥取、岡山)
四国(愛媛、香川)
九州(福岡、佐賀、宮崎)
(近畿は後付推薦する)
常任理事(理事互選)
山形、鳥取、愛媛、関東、近畿
は後付)
監事、常任理事のないブロックか
ら
愛知、熊本
議案(三)昭和三十一年度の運動方
針
単行法運動に集中する
法案要綱
一、これは会長私案であるが文部

省隊官の意見を多くとり入れた
二、これを基本として広く公民館
関係者の意見により再検討する
三、各府県公連は七月末日までに
意見を報告すること。
四、八月中に検討し、なるべく早
く文部省に提出し、次期運動開
会に提案されるよう努力する
議案(分)分金の件
一、東京、北海道負担過重につき
軽減の用出あり
二、充分審議して増額を決定した
ものにつき今年度は軽減しない
明年度に考慮する
三、仲間は会員であるが、会議の
定数及び分担金について各員
別とする
議案(四)券金使途の件
一、法案通過が今年中にできない
ことを考慮し、必要最少限に節
減して使用することし、会長
に一任する
二、前回評議員会に配付した予算
に必ずしもよらない
三、議案内其他付合せ事項
一、ブロック公連大会に公連車
から各五千円補助する。公連は
それ共催するが、後援するが
は実情に即することし会長に一
任
二、八幡市における全国都市公民
館研究大会に公連も共催と
し、共催費一万円を出す
三、各種事業会社が文化灯灯スラ
イド車として工場製品の製造工
程等を作製し、公民館に提供の申
出あり。これを許可するに次の
条件を付す。

一、会長が内容を検討、許可する
に必要らしいものであること
を認認する
二、公連は公連一三万円以上を
五、映画館から四キロメートル以
内における劇場画面上限禁止に全
公連に対策を講ぜよとの意見あ
るに、公民館は参加してよいが
必要困難に注意を要す。

羽茂村公民館の巻

動がさかんなためもありましょ
う。羽茂村は人口七千位ですが
分館が十四もあります
この写真にあります寺田分館
は、二十四戸の部落にあるもの
で二十坪のものですし、岩野
分館は十七戸の部落にあるんで
す。岩野部落では十七戸がそ

って材木を寄附し、大
工さんも、さかんや
さんもみな幸仕で、二
十坪の分館を新築され
たのです。分館長さん
は中川長蔵さんで、机
とか黒板とかその整備
に大奮です。(鳥川)

報告

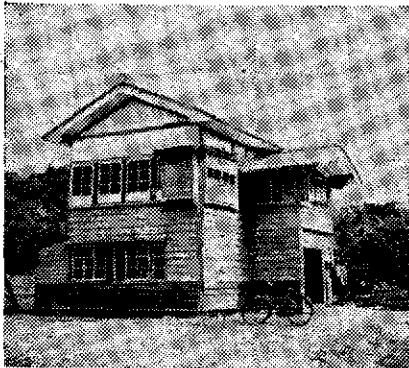
山形県公民館視察記

黒埼村公民館書記 宗村 栄助

本村公民館役員一行十名は、そこには学校教職員が兼任し、教職員住者の一環をなし、信々として住民の御世話をしていたという

しかし、本館は役場が仮設、兼務書記一名しかない。他町村にはあまり類のないケースかも知れない。だからといって、公民館活動の根本である民主的ない社会教育が推進されていないとは簡単にい

入立公民館の運営方針と施設) 鶴岡市中央公民館(本館として) 大田公民館(各種学級運営と団体育成) 本村公民館も十四の分館の内七つの独立分館がある。しかも、それ

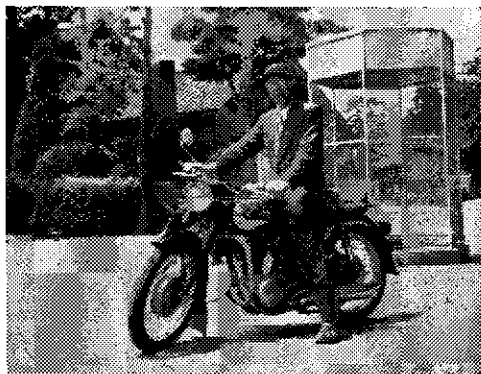


分館 広地区 郷地区 上郷地区 鶴岡市

分もたれた事もあり、職員の新築の際の効果は十分にあらわさ

一、主婦学級、若妻学級等の開設により、婦人層の教養向上、グループ活動が、その地域の特有性

三、公民館施設ではものたりない。公会堂設置が義務ともい



村民に広くサービスするためには機動力をもたねばならない

中頭城板倉村公民館の藤瀬主事の英姿

新築設計完了

いよいよ着手の見附市

昨年、北村理事より図書蔵庫の申出を受けてから、併せて待望

5月9日 資金融部委員会 社会教育関係団体、文化団体等の代表者から意見をきいた。

ご寄贈ありがとうございます

両山公民館(広神村公民館) 刈羽公民館(新湯公民館) 安塚町公民館(安

つばめ(燕市役所) 広報なおつほく(山北公民館) 在田公民館(直江津市役所) といがわ(系

フリリップス社製

録音テープ(五時) 幹旋

文部省よりの紹介があり、欧州の有名な電気産業会社であるフリリップス社

